

事前確認及び事前協議等のスケジュール

計画段階での確認事項	関係課等	届出及び申請書類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月		
資源エネルギー庁等が 策定している ガイドライン等を確認	経済産業省	事業認可申請			経済産業省へ事業計画認定の申請（3～4ヶ月）								
		電力会社				電力会社へ接続契約の申込（3～4ヶ月）			負担金支払		工事着手	工事完了・接続	事業者変更
			系統状況について相談（3ヶ月）					接続契約の締結					
	計画の概要が明らかになった時点で確認、事前協議を行う				隣接地関係者等へ個別周知又は説明会を行う				工事着手の90日前までに計画書を提出				
事前確認書提出 周知範囲の確認 不同意者の確認	都市計画係	様式1号 事前協議書	事前協議書提出 合議回覧の為 約14日間程度	指摘事項の完了確認及び不足資料の請求、周知実績報告書等の確認を行う。大規模開発を伴う場合には、関係課等に合同会議開催依頼を行う。また、農業委員会へ協議完了の通知及び協議完了見込の報告を行う。				様式2号 計画書提出 様式3号 周知実施報告書		様式4号 着手届提出 工事着手の7日 前までに提出	様式7号 完了届提出	様式8号 事業者変更届 提出 ※6	
	建設課管理係 耕地林務課管理係 財産管理係	施行承認申請 占用許可申請 境界確認申請		審査期間 14日間程度 ※1	※規模により不足の日数あり								
	建設課管理係 耕地林務課管理係 財産管理係	払い下げ申請 付け替え申請	※2 約3～4ヶ月						許可書写し及び協議図面等を提出	別表1において、事前に県等へ協議、届出の有無について確認すること。特に、県土地利用対策要綱、林地開発許可等については、確認した結果等について、打合せ協議簿等を提出すること。			
農振区域の確認及び除外 可能か確認 確認作業10日間程度 ※4	農政課農政係	農振除外申請	約6ヶ月					許可書写し提出					
農転可能か確認 確認作業10日間程度 ※4	農業委員会農地係	農地転用申請			申請書においてはガイドライン による協議が整ったら提出する		※3 総会（審査会）月末開催 月初め許可書発行		許可書写し提出				
5条森林の確認 ※4	耕地林務課林務係	伐採届		指摘事項等で問題がなく 境界確認が完了したら伐採可能とする				伐採届提出 伐採の30日前 まで	伐採着工				
		林地開発申請	林地開発等は市への意見聴取										
文化財分布範囲確認 ※5	文化財課文化財係	93条届出	文化財保護法第93条の届け出については、必要書類を添えて、着工予定 60日前までに文化財課へ提出。文化財課から県教委文化財課へ進達。県教委からの指示回答後指示内容に則して着工。					指示内容例		・慎重工事 ・工事中立会 ・確認調査 ・発掘調査			

- ※1 再工ネ事前協議書を提出した後に、指摘事項を含めて下協議後に占用申請書類等を提出すること。
- ※2 再工ネ事前協議書を提出した後に、下協議を行い関係書類を提出すること。
- ※3 農地転用申請については、再工ネ事前協議完了後に申請書は提出すること。
- ※4 計画範囲の地籍図面及び関係地番の一覧表を作成して提出すること。
- ※5 県ホームページより包蔵地位置図面を印刷し提出。周知の埋蔵文化財包蔵地内の工事の場合は事前に93条の届出必要。
- ※6 事業者変更届について、設置完了届出後に事業者が変更となった場合には、新事業者が変更したことが分かる関係書類を添付して、事業者変更届出を提出すること。